

九州ゴルフ連盟各県研修会 規約

第1章 総則

<名称>

第1条 本会は九州各県研修会（以下「会」という）という。

<目的>

第2条 本会はアマチュアゴルファーとしてのモラルに基づき、会員相互の親睦並びに技術の向上に努め、県単位の研修会を行なうことにより各県ゴルフ界のリーダーとして、又競技者としての意識の向上を目的とする。

<組織>

第3条 本会は各県の九州ゴルフ連盟に所属するゴルフ場のクラブチャンピオンおよび九州アマチュア決勝に出場したものによって組織する。但し福岡県は北部と南部に2分割する。又、各県研修会が認めた大会で特筆すべき成績を残したものは本部役員会の承認を得て組織に加える。

※ 鹿児島県研修会は九州ゴルフ連盟加盟クラブ、過去2年間のクラブ選手権優勝～3位とシニア選手権優勝者。九州アマチュア選手権過去2年間の決勝大会出場者。前年の南日本ゴルフ選手権本選予選通過者。過去2年間の国体選手。過去2年間の全国都道府県対抗出場者。前年度研修会入会者も組織入会資格者とする。
(九州ゴルフ連盟加盟クラブ会員でなければならない。)

第2章

<会員の資格所得>

第4条 本会の会員資格は、九州ゴルフ連盟の加盟クラブメンバーで、組織の条件を満たした者とする。

※ 18歳未満（高校生・中学生）、プロ、練習生、研修生の参加を認めない。ただし、18歳未満の社会人については参加を認める。（平成25年12月10日改定）

<会員の期間>

第5条 入会より2年間とする。

<入会及び退会>

第6条 本会に入会する者は、別紙による入会届けを所属の県研修会に提出するものとする。

第7条 会員が退会しようとするときは、その旨を所属の県研修会に届出するものとする。

第8条 会員は次の場合、会員の資格を失うものとする。

1、社会人としてのモラルに反し、著しく会の名誉を傷つけた場合。

- 2、1年間会費が留まった場合。(次年度の参加資格を失う)
- 3、会員の期間中に組織の条件を満たせなかった場合。
- 4、会員の資格を失っても年会費の払い戻しはしない。

第3章 役員

<役員の名称と人員>

第9条 本会に次の役員を置く

- 1、顧問 1名（九州ゴルフ連盟競技委員会担当常務理事）
- 2、会長 1名（九州ゴルフ連盟競技委員長）
- 3、副会長 10名（統括副会長1名、各県担当副会長9名）
- 4、幹事 10名（統括幹事1名、各県担当幹事9名）
- 5、監査 1名

<資格>

第10条 役員には資格所得の限りにあらず、九州ゴルフ連盟から選出氏名された者又は、会長より委託を受けた者。

<会長及び顧問>

第11条 九州ゴルフ連盟から選出氏名された者。

<副会長>

- 第12条
- 1、会長が任命する。
 - 2、副会長は会長を補佐し、各研修会を統括する。各県担当副会長は県の組織においては会長として各県の研修会を統括する。
 - 3、会長が事故あるときは、本部統括副会長が代行する。

<幹事>

- 第13条
- 1、本部統括幹事は役員会において選出する。各県支部幹事は県会長（県担当副会長）が任命する
 - 2、本部統括幹事は担当の県研修会の活動を補佐する。

<監査>

- 第14条
- 1、監査は会長が任命する。
 - 2、監査は各県の会計を監査する。

- 第15条
- 1、役員任期は2年間とする。但し、再任は妨げない。
 - 2、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3、役員は、任期が満了した場合においても新たに役員が就任するまでは、第1項の規定にかかわらず引き続き就任するものとする。各県支部の会長はその支部によって顧問、相談役を置く事が出来る。

第4章 会議

<会議の種類>

- 第16条 1、本会の会議は、役員会とする。
2、役員会は顧問・会長及び副会長並びに、幹事及び監査役で構成する。

<役員会>

- 第17条 1、役員会は必要に応じ会長が招集する。
2、役員会の議長は、会長がこれにあたる。
3、役員会は、役員のお二分の1以上の出席がなければ開催することが出来ない。
4、役員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の定めるところによる。

<役員会の職務権限>

- 第18条 役員会は次の事項を決定する。
1、事業運営に関する重要事項。
2、事業運営の具体的方針。
3、その他に関して役員会で必要と認めたもの。

第5章 事業

- 第19条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行なうものとする。
1、各県の優勝者に九州アマ決勝のシード権を与える研修会の開催。
2、各県研修会の2位～5位までに九州アマ2次予選のシード権を与える研修会の開催。
※研修会以外の大会成績により九州アマ決勝シードを取得した選手が研修会5位以内に入賞した場合は6位以下を繰り上げてシード資格を与える。
3、各県研修会の25歳以上でポイント最上位者に九州ミッドアマ決勝のシード権を与える研修会の開催。
※ただし、競技開催年度中（12月31日まで）に25歳となる者を含む。
4、各県研修会の55歳以上でポイント最上位者に九州シニア決勝のシード権を与える研修会の開催。
※ただし、競技開催年度中（12月31日まで）に55歳となる者を含む

※ 鹿児島県研修会競技方法及び規定細則

- ① ストロークプレイのポイント制で優勝者（本選資格）又は2位～5位（2次予選資格）を決する。下記のポイント合計によって決定とする。
1位 10ポイント 2位 9ポイント 3位 8ポイント 4位 7ポイント 5位 6ポイント

6位5ポイント 7位4ポイント 8位3ポイント 9位2ポイント 10位1ポイント
参加者でプレー終了した者全員に1ポイント与える。

- ② 各月開催での1位～9位でタイの生じた場合は順位合計ポイントをタイの人数で割る。
(例) 2位タイが3名の場合→(9ポイント+8ポイント+7ポイント)÷3名=8ポイント
(例) 4位タイが2名の場合→(7ポイント+6ポイント)÷2名=6,5ポイント
※割り切れない場合は小数点第2位を切り捨てる。
- ③ トータルポイント点数で順位を決定する。開催6回中ベストポイント5回のトータル点数にて決定。(参加回数満たない場合でも参加したトータルポイントで競技参加とする。)
- ④ トータルポイントが同ポイントの順位決定は1、出場回数が多い者。2、トータルスコアが少ない者。3、直近出会時のスコアが良い者。を上位とする。

※ゴルフ場へ、上着不着用、スパイクにて入場した者へはポイントを与えない。

※年度末の最終プレーはポイント順の組合せとし、同ポイント優勝者が出た場合はサドンデス方式のプレーオフを行い優勝者を決定する。

<開催>

第20条 年6回の開催とする。

<収入>

- 第21条 1、本会は会員の研修会参加費(年会費)により運営する。
2、年会費は年1万円とする。

<支出>

- 第22条 1、研修会後の懇親会・反省会・賞品代を負担する。
2、担当副会長(支部会長)の役員会経費を負担する。
3、研修会会員の褒賞に関する事。(鹿児島は日本アマ出場者に激励金1万円)
4、研修会会員慶弔に関する事。(鹿児島は本人死亡時に1万円)
5、事務費(郵送・電話・FAX・コピー他)を負担する。
6、別途問題があるときは事あるごとに会長、幹事、相談役にて決する。

第6章 会計

<資金の管理>

第23条 本会各県の財産管理は各県の事務局が管理する。(鹿児島は南九州CC植村)

<会計年度>

第24条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日までとする。

<収支決算>

第25条 1、各県の担当副会長は毎会計年度終了後1ヶ月以内に収支決算書・事業報告及年度末における財産目録を各県選出の監査を得て提出し役員会で承認を得なければならない。

2、資料は九州ゴルフ連盟が保管する。

第7章 事務局

- 第26条 1、本会の事務局は九州ゴルフ連盟内に置く。
2、各県の事務局は担当副会長が任命する。

第8章 雑則

第27条 この規則は平成20年1月1日より適用する。

第28条 このほか本会の施行に必要な規定は、役員会において別に定める。

<組織>

顧問		水田 芳夫	(連盟担当常務理事)
会長		塚根 卓弥	(連盟競技委員長)
副会長 (本部統括)		川畑 孝則	(連盟競技副委員長)
監査 (本部統括)		川畑 孝則	(連盟競技副委員長)

各支部

福岡県北部 会長 野上 泰生

福岡県南部 会長 末石 晃

長崎県 会長 河野 富男

佐賀県 会長 鶴木 伸久

大分県 会長 土谷 雅博
副会長 板井 竜太

熊本県 会長 太田 誠一

宮崎県 会長 野村 年秋

鹿児島県 会長 植村 一

沖縄県 会長 仲村 達也

九州ゴルフ連盟各県研修会 入会申込書

氏名

所属クラブ

生年月日

住所

携帯電話番号

入会後の連絡先（メール・LINE）

※ 無理は言いませんが、LINEだと助かります。

メールアドレス

私 は、今回九州ゴルフ連盟各県研修会の入会を認められたならば、会の目的を良く理解し、九州アマチュアゴルフ界のリーダーとしてエチケット・マナーそしてゴルファーとしての資質向上に励むことを誓います。

平成 年 月 日

九州ゴルフ連盟各県研修会

会長 塚根卓弥 殿

氏名（自筆）

印

事務局 南九州開発(株) 植村 FAX 0996-38-0674